

西和賀町「奨学金返還支援補助金」のご案内

西和賀町は、令和7年度も若年者の奨学金返還を支援します。
対象となる要件などの補助金概要は、次のとおりとなります。

→詳しくは、西和賀町ホームページをご確認ください。

▼対象要件①

次のいずれにも該当する人

- 申請する日の属する年度（申請年度）末の年齢が39歳以下の人
- 町内に住所を有し、申請年度の末日まで継続して居住する人
- 申請年度の末日まで仕事を継続しながら、奨学金を返還する人
- 町税及び奨学金返還金の滞納がない人
- 奨学金返還に係る他の補助を受けていない人
- 公務員でない人（会計年度任用職員、臨時的任用職員を除く）

▼対象要件②

次のいずれかに該当する人

- 町内又は近隣市町の事業所に週30時間以上勤務する従業員
- 農林業従事者、起業者、事業承継者

▼補助金の額

申請年度の返還奨学金の2分の1以内の額を補助します。（最長5年）
ただし、1月あたりの上限額は1万円（1年あたり12万円）とします。

▼申請の方法

※令和7年9月30日受付締切

書類提出、または、オンライン申請の
いずれかの方法で申請してください。

【添付書類】

- ・奨学金の貸与を受けたこと、返還金額及び期間が確認できるもの
- ・就業証明書又は農林業従事者・起業者・事業承継者を証する書類
- ・学校等を修了したことが確認できるもの、経歴書 など

オンライン
申請はコチラ→



<https://logoform.jp/form/maUY/314721>

▼補助金交付までの流れ（予定）



▼注意事項

補助決定後に、申請内容が変更となった場合は、手続きが必要です。
対象要件などを満たさなくなった場合は、補助金が交付されません。

【お問い合わせ先】西和賀町役場 企画財政課 Tel0197-82-3284